○関東地方整備局告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千二百八十七号青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年七月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十三年九月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九十七号日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十五年六月三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第百七号八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十八年二月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第四百八号東村山都市計画、西東京都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第四百十四号東京都市計画公園事業第五・五・八号戸山公園

三　事業施行期間　自平成二年二月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都新宿区戸山三丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十七年建設省告示第千四百七十一号東京都市計画公園事業第七・五・十三号善福寺公園

三　事業施行期間　自昭和二十七年十二月十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区善福寺二丁目及び善福寺三丁目地内